

## 「県民文化ホール未来会館」安全管理取組計画

### 1 目的

県民文化ホール未来会館（設備、工作物を含む。以下「未来会館」という。）について、職員が率先して利用者の事故の原因となる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事故や災害が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、安全の確保を図る。

### 2 対象の範囲

指定管理業務の対象となる施設のうち、事故や災害が発生した場合、県民が直接的な被害を受けることが想定される施設

### 3 安全管理体制

- ・ 総括安全管理責任者 (指定管理者館長)
- ・ 部門別（個別）管理責任者 別紙 1 「部門別（個別）管理責任者一覧表」のとおり

### 4 緊急時の連絡体制

- ・ 緊急時の連絡網 別紙 2 「緊急連絡網」のとおり
- ・ 緊急時の対策 別紙 3 「緊急時対応マニュアル」のとおり
- ・ 緊急事態が起こった際の処理

けが人：その場に居合わせた職員が速やかに応急処置をすることが原則であり、状況によって救急車を手配する  
 施設等：二次災害を防止するため、設備については速やかに運転を停止するとともに、必要に応じて立入禁止や避難誘導の措置をとる

### 5 要注意箇所

別紙 4 「配置図」のとおり

### 6 安全点検

#### (1) 安全点検の種類

- ア 定期の安全点検
- イ 臨時の安全点検 「安全点検表」のとおり
- ウ 日常の安全点検

#### (2) 安全点検の方法

(簡易)チェック表のとおり

安全点検の方法は、その対象や種類によって異なるが、定期の安全点検は、組織的に行い、日常の安全点検は事業活動に伴って常に行う必要がある。  
 なお、点検にあたっては、その対象となる場所ごとに、点検の方法（目視・打音・振動・負荷・作動等）、判断及び不良箇所とその程度、事後措置の状況などを記録する。

### 7 安全訓練などの活動計画

別紙 5 「消防計画」のとおり

## 部門別(個別)管理責任者一覧表

平成22年4月1日

区分	種類	責任者		備考	
		職名	氏名		
建物	未来会館	副館長			
設備	電気設備	副館長			
	高压電気設備				
	非常用自家発電設備				
	冷暖房・空調設備	副館長			
	冷凍機				
	温水ボイラー				
	空調制御器				
	空調機器				
	危険物貯蔵設備	副館長			
	燃料タンク点検				
	消防設備	副館長			
	火災報知設備				
	消火器・消火栓				
	避難・誘導設備				
	警備装置	副館長			
	エレベーター設備	副館長			
	自動扉	副館長			
	シャッター	副館長			
	ゴンドラ	副館長			
	電話	副館長			
	AV設備	副館長			
	ホール関係	課長			
	舞台機構	課長			
	可動床	副館長			
	舞台照明	課長			
	舞台音響	課長			
	ロールバックチェア	副館長			
	大型映像	副館長			
	工作物	駐車場	副館長		
		側溝・排水溝			
柵・フェンス・塀					
立木					
看板					
掲示板					
ガス灯		副館長			
障害者の経路					
その他					

業務を委託している場合は、点検結果報告書を受理するだけでなく、点検に立ち会ったり、口頭による点検報告を受ける等履行確認を確実にすること。



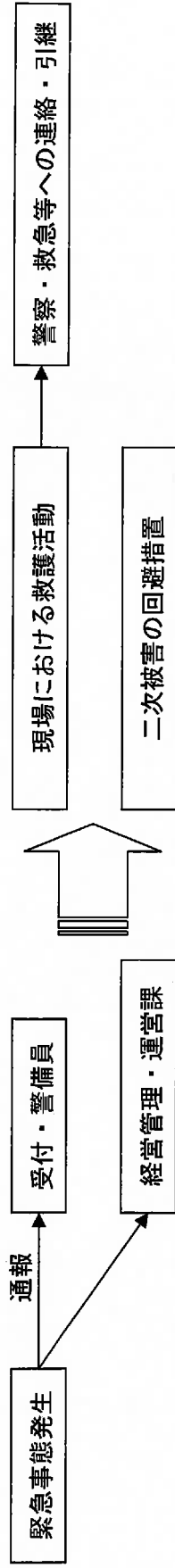
## 緊急時対応マニュアル

## (1) 緊急時のチェックリスト

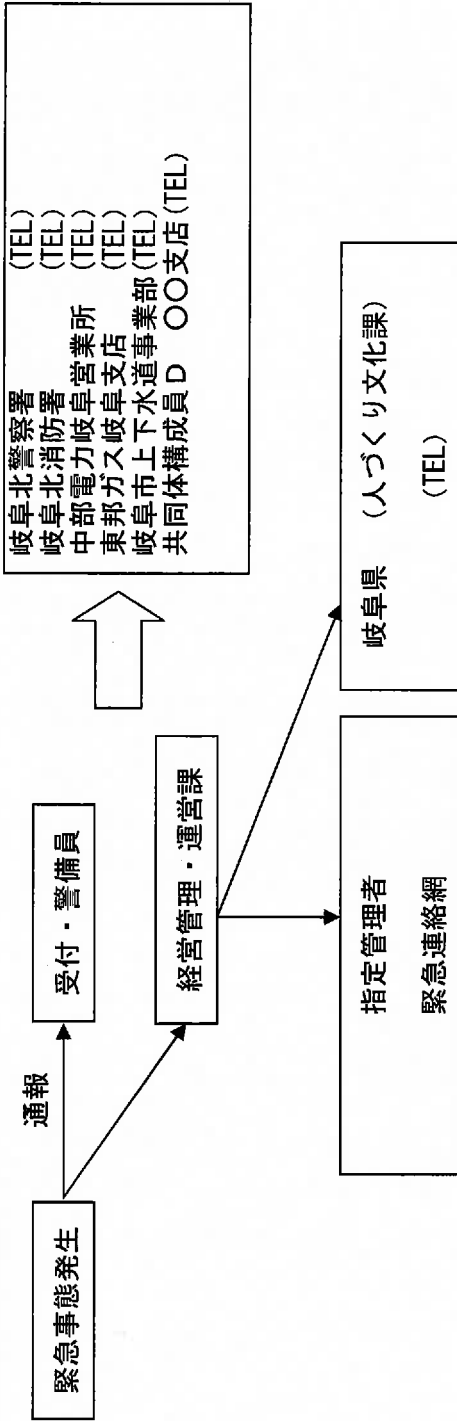
チエック項目	具体的なチェック内容	チェック
体制の確立	○(委託業者等を含む)緊急連絡網が作成され全職員に周知されているか ○通報と同時に全職員が非常体制に入っているか(状況により対策本部を設置)	
現場における被害者の救護	○被害発生現場において職員による応急措置等は適切か ○職員に日頃から救命知識があるか(普通救命講習等の受講者を置いているか) ○部門別管理責任者が即応しているか	
被害状況の確認	○被害(被害者)の状況の確認が行われているか(5W1Hにより適切に把握)	
被害者の確認	○被害者の搬送先の確認が行われているか ○被害者の身元(連絡先)の確認が行われているか ○被害者の家族への連絡が行われているか	
現場における2次被害の回避	○危険箇所に立入ができないう措置が講じられているか (ロープ等による立入禁止、監視員の配置等) ○被害拡大の可能性について把握しているか	
警察・救急等の出動要請	○修繕の緊急度を把握しているか(緊急の場合修繕手配が行われたか) ○被害状況を確認の上、必要に応じ警察・救急への出動要請を行っているか	
総括管理責任者への連絡	○電力、ガス、その他関係業者等への連絡が適切に行われているか ○総括管理責任者への連絡が迅速に行われているか	
(必要に応じ)県等への報告	○不在庁時(出張・休日・夜間)の連絡体制が整えられているか ○(統括管理責任者の判断により)指定管理者幹部への連絡が迅速に行われたか ○(統括管理責任者の判断により)県(人づくり文化課)への連絡が迅速に行われたか	
被害者へのお見舞い	○責任者が誠意を持って迅速にお見舞いに出向いたか	
被害の公表	○被害状況等について、迅速に公表し説明責任を果たしているか	
(委託業者等がある場合)責任分担の確認	○被害状況に照らし委託点検事業者・施工者に責任はないか ○日頃から契約書等において危機管理・責任範囲が明確になっているか	
県との法的調整	○事業団・県の責任について法的に疑義のある点については専門家に相談しているか	
(指定管理者・県に責任がある場合) 被害者への謝罪・救済措置	○指定管理者・県に法的責任がある場合、責任者が誠意を持って迅速に被害者に謝罪したか ○責任者が誠意を持って被害者の救済について措置を講じたか(話し合いの場の設定等)	

(2) 緊急時の体制整備

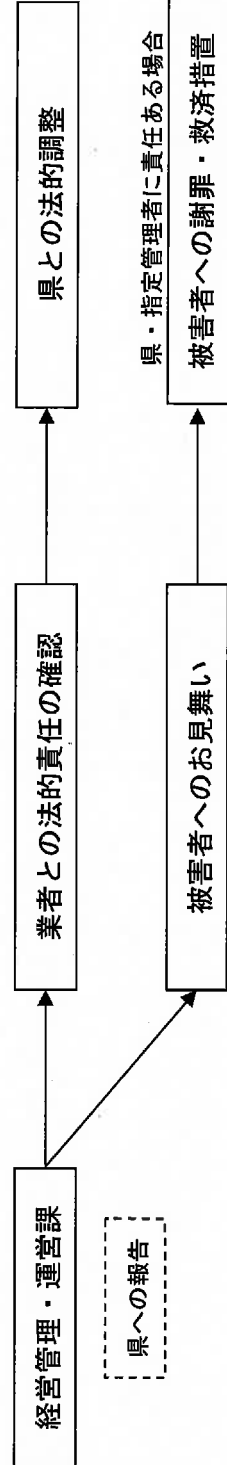
■ 緊急時の救護体制



■ 緊急時の連絡体制



■ 緊急時の被害者対応等



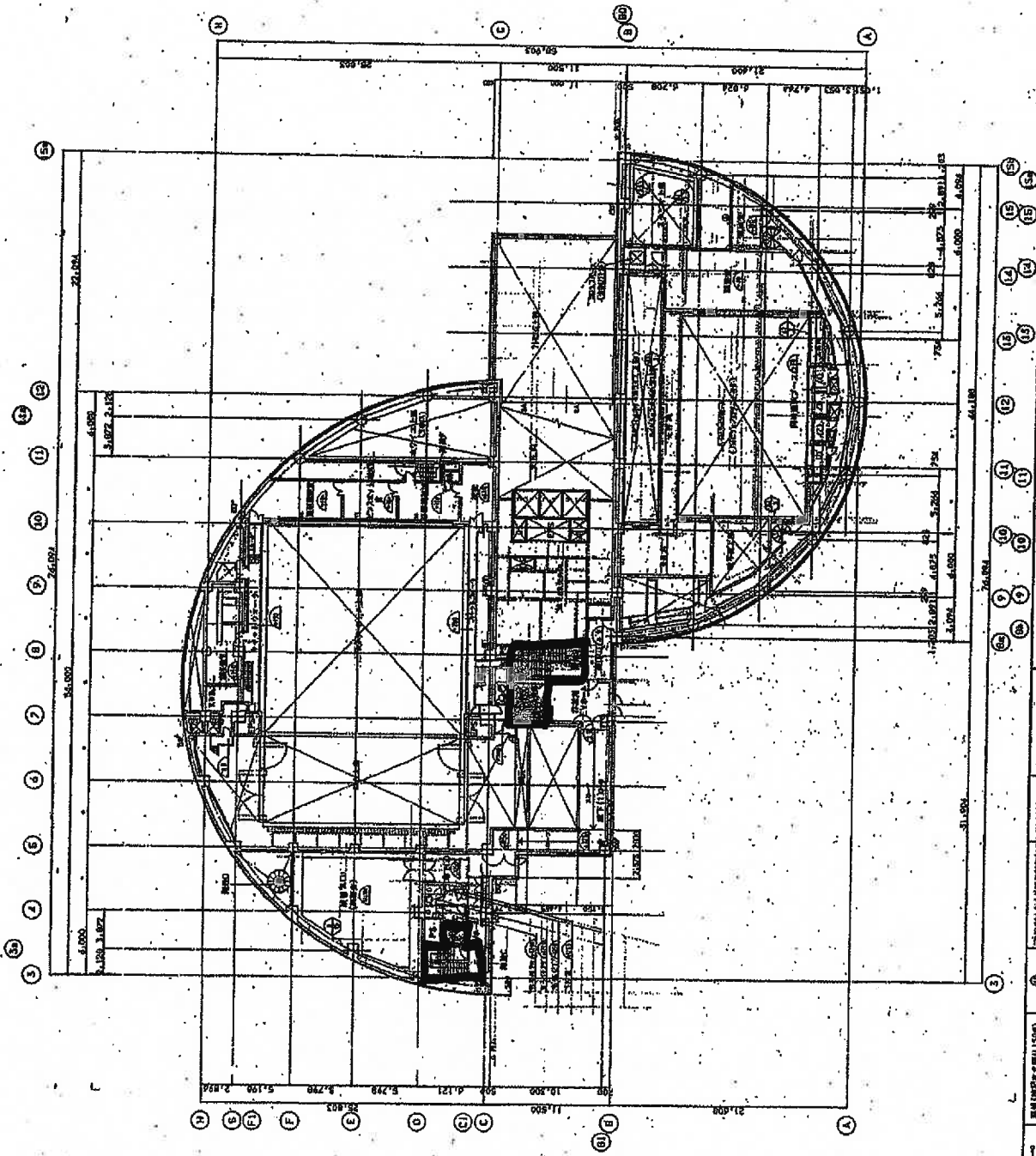








1. 建築図面に記載の凡例を遵守する。  
2. 〇 表示部分以外の図面を参照する。



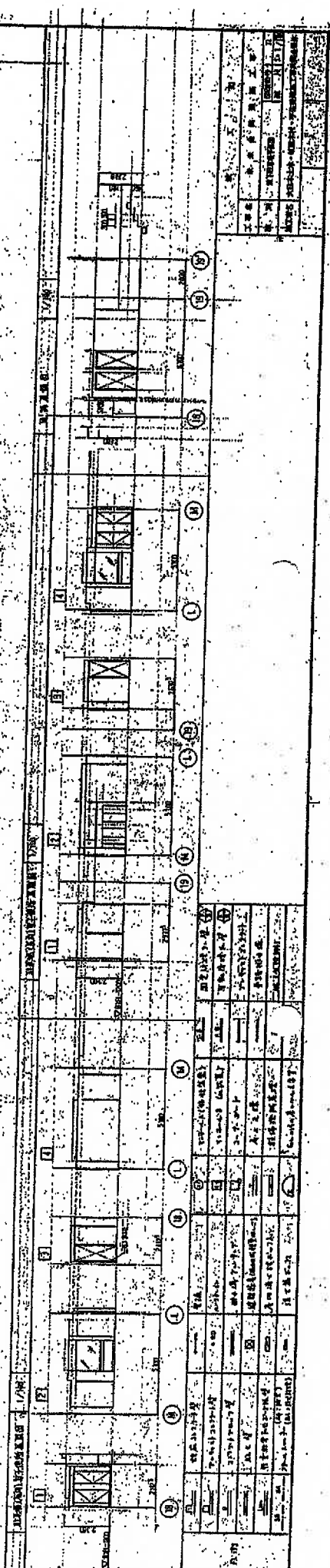
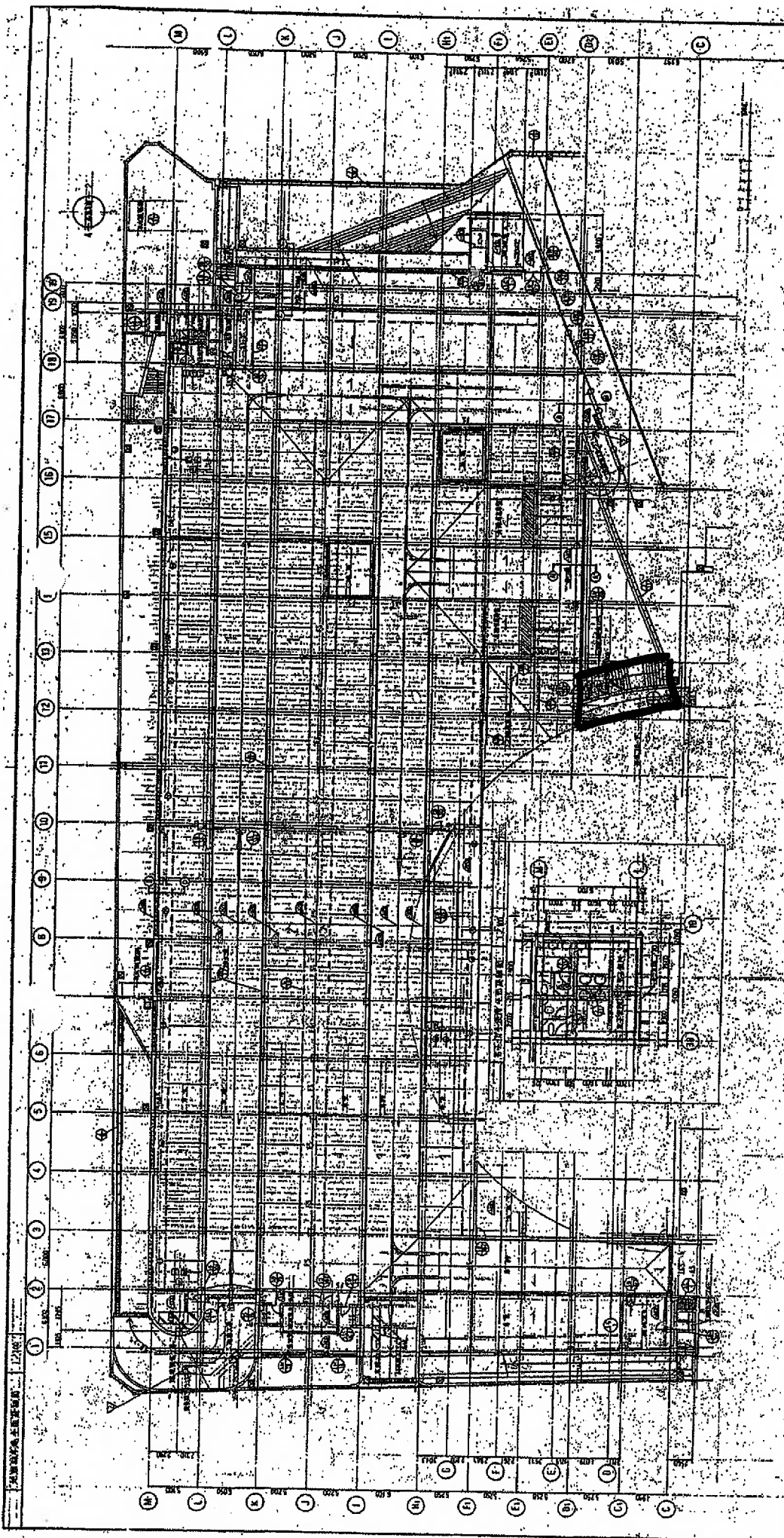
①	建築図面に記載の凡例を遵守する。
②	〇 表示部分以外の図面を参照する。
③	天井 (天井高 2.70m)
④	床 (床高 0.10m)
⑤	柱 (柱径 300mm)
⑥	梁 (梁径 200mm)
⑦	窓 (窓高 1.80m)
⑧	扉 (扉高 2.10m)
⑨	階段 (階段幅 1.20m)
⑩	エレベーター (エレベーター径 1.00m)
⑪	エレベーター (エレベーター径 1.00m)
⑫	エレベーター (エレベーター径 1.00m)
⑬	エレベーター (エレベーター径 1.00m)
⑭	エレベーター (エレベーター径 1.00m)
⑮	エレベーター (エレベーター径 1.00m)

0.1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

名称	建築図面
図面番号	5000000
縮尺	1/200
作成者	
承認者	
作成日	
承認日	
設計者	
監理者	
建築士	
建築士事務所	
住所	
連絡先	
備考	



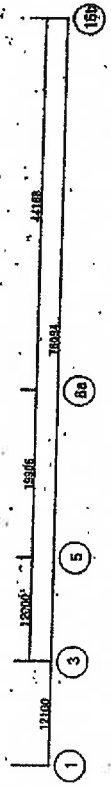
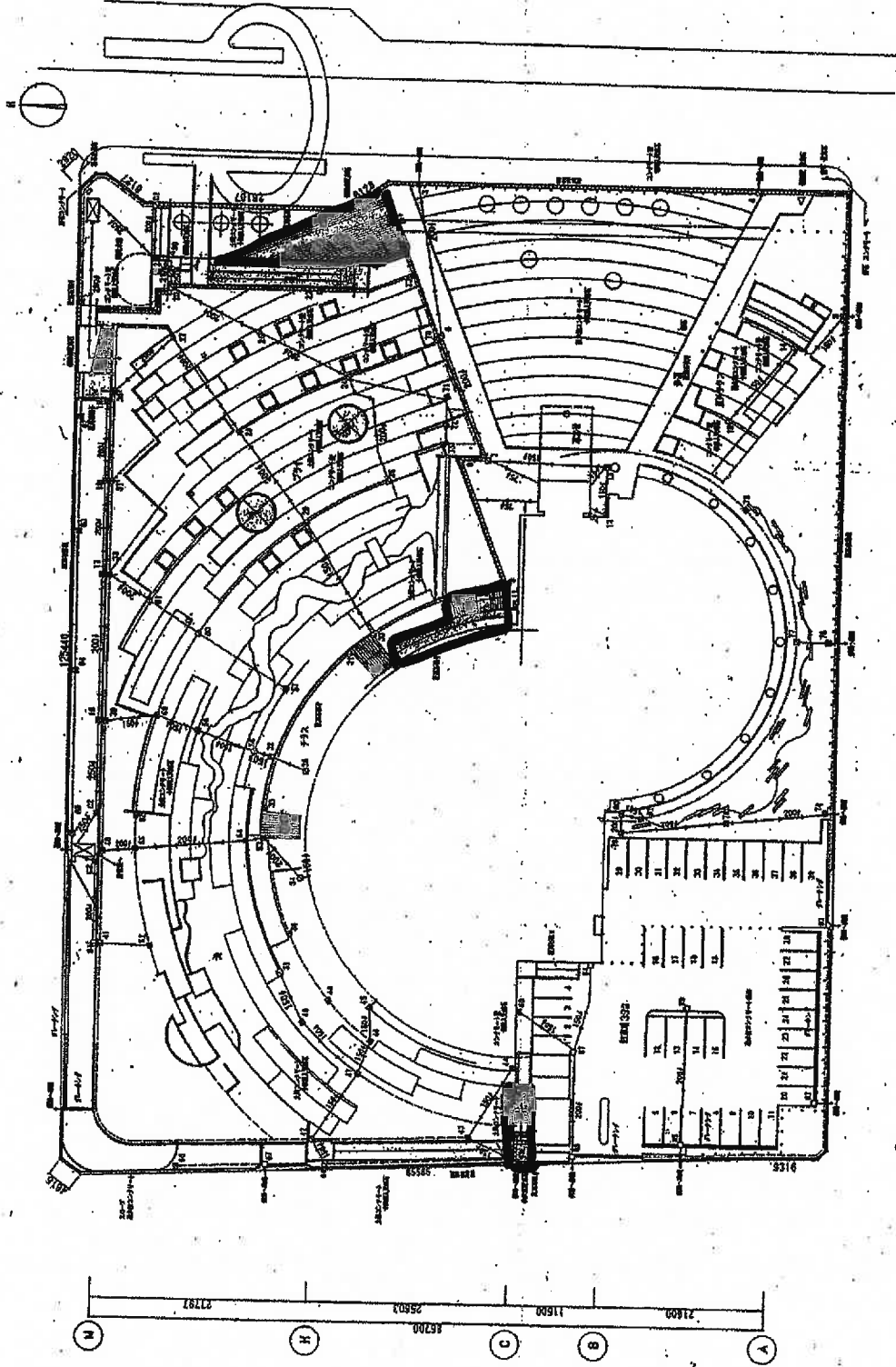




圖名	比例	繪圖日期	繪圖人	校對人	審核人
樓面圖	1/200	1958.10.15	張德全	李德全	王德全
剖面圖	1/200	1958.10.15	張德全	李德全	王德全
結構圖	1/200	1958.10.15	張德全	李德全	王德全
設備圖	1/200	1958.10.15	張德全	李德全	王德全
裝修圖	1/200	1958.10.15	張德全	李德全	王德全
其他					

工程名稱：[Project Name]  
 設計單位：[Design Unit]  
 設計人：[Designer]  
 校對人：[Checker]  
 審核人：[Reviewer]

1/200 建築設計事務所 建築士 建築士事務所



階	面	面積(㎡)	用途	備考	
1	A	11700	400	64	11700
2	A	11700	400	64	11700
3	A	11700	400	64	11700
4	A	11700	400	64	11700
5	A	11700	400	64	11700
6	A	11700	400	64	11700
7	A	11700	400	64	11700
8	A	11700	400	64	11700
9	A	11700	400	64	11700
10	A	11700	400	64	11700
11	A	11700	400	64	11700
12	A	11700	400	64	11700
13	A	11700	400	64	11700
14	A	11700	400	64	11700
15	A	11700	400	64	11700
16	A	11700	400	64	11700
17	A	11700	400	64	11700
18	A	11700	400	64	11700
19	A	11700	400	64	11700
20	A	11700	400	64	11700
21	A	11700	400	64	11700
22	A	11700	400	64	11700
23	A	11700	400	64	11700
24	A	11700	400	64	11700
25	A	11700	400	64	11700
26	A	11700	400	64	11700
27	A	11700	400	64	11700
28	A	11700	400	64	11700
29	A	11700	400	64	11700
30	A	11700	400	64	11700
31	A	11700	400	64	11700
32	A	11700	400	64	11700
33	A	11700	400	64	11700
34	A	11700	400	64	11700
35	A	11700	400	64	11700
36	A	11700	400	64	11700
37	A	11700	400	64	11700
38	A	11700	400	64	11700
39	A	11700	400	64	11700
40	A	11700	400	64	11700
41	A	11700	400	64	11700
42	A	11700	400	64	11700
43	A	11700	400	64	11700
44	A	11700	400	64	11700
45	A	11700	400	64	11700
46	A	11700	400	64	11700
47	A	11700	400	64	11700
48	A	11700	400	64	11700
49	A	11700	400	64	11700
50	A	11700	400	64	11700
51	A	11700	400	64	11700
52	A	11700	400	64	11700
53	A	11700	400	64	11700
54	A	11700	400	64	11700
55	A	11700	400	64	11700
56	A	11700	400	64	11700
57	A	11700	400	64	11700
58	A	11700	400	64	11700
59	A	11700	400	64	11700
60	A	11700	400	64	11700
61	A	11700	400	64	11700
62	A	11700	400	64	11700
63	A	11700	400	64	11700

1. 建築士事務所  
 2. 建築士事務所  
 3. 建築士事務所  
 4. 建築士事務所  
 5. 建築士事務所  
 6. 建築士事務所  
 7. 建築士事務所  
 8. 建築士事務所  
 9. 建築士事務所  
 10. 建築士事務所  
 11. 建築士事務所  
 12. 建築士事務所  
 13. 建築士事務所  
 14. 建築士事務所  
 15. 建築士事務所  
 16. 建築士事務所  
 17. 建築士事務所  
 18. 建築士事務所  
 19. 建築士事務所  
 20. 建築士事務所  
 21. 建築士事務所  
 22. 建築士事務所  
 23. 建築士事務所  
 24. 建築士事務所  
 25. 建築士事務所  
 26. 建築士事務所  
 27. 建築士事務所  
 28. 建築士事務所  
 29. 建築士事務所  
 30. 建築士事務所  
 31. 建築士事務所  
 32. 建築士事務所  
 33. 建築士事務所  
 34. 建築士事務所  
 35. 建築士事務所  
 36. 建築士事務所  
 37. 建築士事務所  
 38. 建築士事務所  
 39. 建築士事務所  
 40. 建築士事務所  
 41. 建築士事務所  
 42. 建築士事務所  
 43. 建築士事務所  
 44. 建築士事務所  
 45. 建築士事務所  
 46. 建築士事務所  
 47. 建築士事務所  
 48. 建築士事務所  
 49. 建築士事務所  
 50. 建築士事務所  
 51. 建築士事務所  
 52. 建築士事務所  
 53. 建築士事務所  
 54. 建築士事務所  
 55. 建築士事務所  
 56. 建築士事務所  
 57. 建築士事務所  
 58. 建築士事務所  
 59. 建築士事務所  
 60. 建築士事務所  
 61. 建築士事務所  
 62. 建築士事務所  
 63. 建築士事務所

図面番号	1/200
図名	建築設計事務所
設計者	建築士事務所
監理者	建築士事務所
作成者	建築士事務所
承認者	建築士事務所
作成日	2023.03.01
承認日	2023.03.01
図面内容	建築設計事務所
備考	

## 岐阜県県民文化ホール未来会館消防計画

### (目的)

第1条 この計画は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、岐阜県県民文化ホール未来会館（以下「会館」という。）における防災管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

### (計画の適用範囲)

第2条 この計画は、会館に勤務する者（以下、「職員」という。）又は会館に出入りするすべての者（以下、「利用者」という。）に適用する。

### (防火管理者)

第3条 法第8条第1項の規定に基づく防火管理者は、別表1に定めるとおりとする。

### (防火管理者の権限及び業務)

第3条の2 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- 一 消防計画の検討及び変更
- 二 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- 三 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検結果の実施及び監督
- 四 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- 五 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- 六 収容人員の管理
- 七 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

### (消防署への報告、連絡)

第3条の3 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- 一 消防計画の提出（改正の都度）
- 二 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- 三 消防用設備等の点検結果の報告
- 四 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- 五 教育訓練指導の要請
- 六 その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

### (防火担当者)

第4条 日常の火災予防及び地震時における出火防止を図るため、防火担当者を置く。

- 2 防火担当者は、別表1に定めるとおりとする。

3 防火担当者の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 防火管理者の補佐に関すること。
- 二 火元責任者の指導に関すること。
- 三 指定管理者 ADOTOPS未来会館運営共同体（以下、「ADOTOPS」という。）の委託を受けて会館の警備を行う者（以下、「警備員」という。）の指導に関すること。
- 四 消防用設備等の自主点検に関すること。

（火元責任者）

第5条 日常の火災予防及び地震時における出火防止を図るため、火元責任者を置く。

2 火元責任者は、別表2に定めるとおりとする。

3 火元責任者の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 担当区域内の火気管理に関すること。
- 二 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常における維持管理に関すること。
- 三 担当区域内の避難口及び通路等の維持管理に関すること。
- 四 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。

（自主点検）

第6条 防火担当者は、消防用設備等について法第17条の3の3の規定に基づく点検のほか、その機能を適正に維持するため定期的に自主点検を実施しなければならない。

2 防火担当者は、前項の規定に基づく自主点検の実施計画を定めなければならない。

3 防火担当者は、第1項の規定に基づく自主点検の実施結果を防火管理者に報告し、記録し、保存しなければならない。

（警備員の任務）

第7条 警備員は、毎日2回定時に会館内外を巡回し、火気の有無を点検確認のうえ、その結果を防火責任者に報告し、記録し、保存しなければならない。

（火気等の使用制限）

第8条 防火管理者は、法第8条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を定めことができる。

- 一 喫煙場所の指定
- 二 火気等の使用可能場所の指定
- 三 使用可能な火気使用設備器具の指定
- 四 火災警報発令時の火気使用の禁止又は制限

（火気等使用時の遵守事項）

第9条 火気を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 火気使用設備器具は、使用前後に点検し、安全を確認すること。

- 二 火気等を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認し、安全な場所以外では使用しないこと。

(職員及び催事主催者の遵守事項)

第10条 職員及び催事主催者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用者に対し、喫煙場所以外での禁煙を徹底させること。
- 二 催事主催者は、催事等で火気等を使用する場合は、事前に防火管理者に使用計画書を提示し、その承認を得ること。
- 三 催事主催者は、催事等で火気等を使用する場合は、消火器等必要な消防用設備等を供え、専任の監視員を配置し、安全を確保すること。

(会館における遵守事項)

第10条の2 職員は、避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設（以下、「避難施設」という。）及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 避難施設及び防火施設及び避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- 二 床面は避難に際し、つまずき、すべり等が起こらないよう措置しておくこと。
- 三 避難経路に通じる戸は、容易に開錠、開放できるよう措置しておくこと。
- 四 防火戸は、常時閉鎖できるよう機能の有効性を確認すること。
- 五 防火戸の付近には、閉鎖の障害となるような物品及び延焼の媒介となる可燃性の物品を置かないこと。

(工事等における遵守事項)

第11条 会館において工事等を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 火気等を使用する工事等を行う場合は、事前に防火管理者に工事計画書を提出し、その承認を得るとともに必要な指示を受けること。
- 二 火気等を使用する場合は、消火器等必要な消防用設備器具を供え、専任の監視員を配置し、安全を確保すること。
- 三 指定された場所以外では、喫煙、焚き火等を行わないこと。
- 四 危険物類の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること。
- 五 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。

(自主点検)

第11条の2 防火担当者は、別表3に定める安全点検表に基づき消防用設備等の自主点検を実施するものとする。

- 2 前項の自主点検は、平時においては火元責任者が、随時担当区域ごとに実施するものとする。



(定期点検)

第11条の3 防火管理者は、別表3に定める安全点検表に基づき、必要があれば資格を持つ事業者に指示をして、消防用設備等の定期点検を実施するものとする。

(不備欠陥等の改善)

第11条の4 防火管理者は、消防用設備等の点検の結果、不備欠陥があった場合には、直ちに改修計画を立て、速やかな改善を図るものとする。

(自衛消防隊)

第12条 火災、震災及びその他の災害による被害を極限防止するため、会館の自衛消防組織として、館長を自衛消防隊長として別表4のとおり自衛消防隊を組織する。

(自衛消防隊の任務)

第13条 自衛消防隊の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 隊長は、自衛消防活動を総括する。
- 二 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が欠けたときはその任務を代理する。
- 三 指揮班は、隊長の命を受け、自衛消防活動の指揮命令を行う。
- 四 火災発見班は、火災発見者からの通報又は火災報知器等により火災発生を知ったときは、直ちに火災発生場所に急行し、火災の状況を確認し、指揮班に報告するとともに、公設消防隊が到着するまで、消火器及び屋内消火栓等を利用し、初期消火活動にあたる。
- 五 放送班は、火災発見班からの通報を受けたときは、直ちに館内放送を行う。
- 六 連絡通報班は、火災発見班からの報告を受け、直ちに公設消防機関へ通報し、公設消防隊の到着後はその誘導にあたる。
- 七 避難誘導班は、排煙装置を起動させるとともに、非常口、階段室、避難器具設置場所及び行き止まりとなる通路等に配置し、避難誘導にあたりるとともに、忘れ物等により再び館内に入る者のないよう監視にあたる。  
なお、避難は原則として火点の上階層は屋外階段及び火点反対側屋内階段を、火点の下階層は屋内階段を使用して避難するものとし、屋上への避難及びエレベーターによる避難は行わない。また、避難誘導後、直ちに逃げ遅れ者がいないかどうかを確認し、指揮班に報告する。
- 八 工作班は、水利の確保、電気災害の防止にあたる。
- 九 救護班は、負傷者の応急手当を行うとともに、公設消防機関救急隊と緊密な連携をとり、負傷者等の迅速な搬送に努める。また、負傷者等の有無を確認し、指揮班に報告する。

(近隣への応援)

第13条の2 隣接火災が発生し、会館に延焼のおそれがある場合または隊長が必要と認めた場合は、隊長は自衛消防隊を応援派遣するよう命じることができるものとする。

(消火器、消火栓及び排煙設備の特定)

第14条 防火担当者は、消火器、屋内消火栓及び排煙設備の設置箇所、取扱方法等を明らかにし、自衛消防隊の構成員に周知しておかなければならない。

(休業日及び夜間における防火管理)

第15条 休業日及び夜間において、会館において火災が発生した場合は、次により初動措置をとらなければならない。

- 一 通報連絡 火災を探知した職員又は警備員は、直ちに消防署に通報するとともに、別に定める緊急連絡網により関係機関等に連絡を行うこと。また火災警報装置により探知した場合には、警備員は、消防署及び職員に通報すること。
- 二 初期消火 火災が発生したときに会館にいる職員及び警備員は、協力して延焼拡大を阻止することを主眼において、消火器等を活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸の閉鎖を行うこと。また、緊急連絡網により連絡を受けた職員は、直ちに会館に急行し自衛消防隊活動を行うこと。
- 三 消防隊への情報提供 到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を提供するとともに火点への誘導を行うこと。

(震災の予防措置)

第16条 防火管理者は、地震時の災害の発生を予防するため、消防用設備等の点検にあわせて次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 会館及び会館に付随する看板、窓枠及び外壁等施設物並びに会館内に陳列及び設置する物件の倒壊、転倒及び落下の有無の検査
  - 二 火気使用設備器具の転倒及び落下防止並びに自動消火装置、燃料の自動停止措置の動作確認状況の検査
  - 三 危険物施設における危険物品の転倒及び落下による発火並びに送油管の緩衝装置の検査
- 2 防火管理者は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言（以下、「警戒宣言」という。）が発せられた場合、又は気象庁長官から内閣総理大臣に対し地震予知情報が報告され、その内容が公表された場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 職員への周知徹底
  - 二 火気使用器具の使用制限
  - 三 火元責任者による火元の一斉確認
  - 四 催事の中止等に関する主催者との協議
  - 五 会館内の転倒、落下物の検査
  - 六 危険物貯蔵施設の検査
  - 七 会館利用者に対する適切な情報提供

(地震時の活動)

第17条 地震が起こった場合、次の各号に掲げる措置をとることとする。

- 一 出火防止の措置

## 別紙 5

ア 火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行うこと。

イ ボイラー等危険物設備の各バルブの操作及び運搬並びに燃料等の停止の確認を行うこと。

### 二 消火活動

ア 会館内で火災が発生した場合には、全力をあげて消火にあたること

イ 会館内で火災がなく、その他の被害も少ない場合で周辺に火災が発生している場合、第13条の2の規定により、必要に応じ自衛消防隊活動を行うこと。

### 三 情報収集等活動

ア 会館内電話等通信機器の動作確認を行うこと。

イ 県、消防署、警察署、岐阜市等関係機関との連携を密にし、情報の共有を図ること。

ウ 会館内の被害状況を把握し、全職員に周知するとともに必要な指示をすること。

エ 職員の家族の状況を把握すること。

### 四 その他の措置

ア 停電した場合は、非常電源に切り替えること。

イ 負傷者に対する応急救護処置を優先的に行うこと。

(火災、震災その他の災害後の措置)

第18条 防火管理者は、火災、震災その他の災害後、速やかに被害状況を掌握し、管理権原者に報告するものとする。

(防災教育)

第19条 防火管理者は、次の各号に掲げる防災教育を定期的実施するものとする。

一 消防計画の徹底

二 火災対策

三 防火管理に関する各職員の任務

四 震災対策

五 その他火災予防上必要な事項

(訓練)

第19条の2 防火管理者は、消火、通報及び避難訓練（以下「訓練」という。）を年2回実施するものとする。

2 防火管理者は、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、消防署への指導を要請するものとする。

3 訓練の実施要領は別に定める。

(誘導灯の消灯)

第20条 防火管理者は、長良川ホール又はハイビジョンホールにおいて、催事開催中に誘導灯を消灯する必要があると認めるときは、職員に誘導灯の消灯、復旧業務を指示することができる。

別紙5

2 防火管理者は、前項の規定により消灯を認めたときは、事前に関係者に周知するものとする。

附 則

この計画は平成6年10月24日から適用する。

附 則

この計画は平成7年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成8年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成8年11月14日から適用する。

附 則

この計画は平成9年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成10年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成11年 6月10日から適用する。

附 則

この計画は平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成13年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成15年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成16年 6月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成17年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成18年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成19年 3月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成19年 5月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成20年 4月 1日から適用する。

別紙 5

附 則

この計画は平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この計画は平成22年 4月 1日から適用する。

別表 1 (第 3 条、第 4 条関係)

区 分	氏 名	職 名	備 考
防火管理者		ADOTOPS未来会館運 営共同体運営委員会 事務局長	第 16号 修了年月日 平成14年10月17日
防火担当者		館 長	

別表 2 (第 5 条関係)

階	区 分	火元責任者
地下	駐車場	
1	第一特別会議室	
	中央監視室、警備員室、清掃員控室	
	喫茶、喫茶厨房	
	電気室、発電機室、熱源機械室、空調機械室	
	楽屋 (大部屋)	
	NPO法人グッドライフ・サポートセンター	
	岐阜北ライオンズクラブ	
2	(社)岐阜県観光連盟	
	企画展示室	
	FC岐阜ギャラリー、企画展示ギャラリー	
	事務室	
	長良川ホール (ホワイエ、楽屋、ピアノ庫含む)	
(株)岐阜フットボールクラブ		
3	長良川ホール (ホワイエ、大型映像映写室、練習室含む)	
	ハイビジョンホール (ホワイエ、スタジオ、映写室含む)	
4	練習室、同時通訳ブース、調整室	
	照明調整室、ピンスポット室、音響調整室、控室	
5	和室会議室、茶室	
	小会議室 (1) (2)、中会議室、大会議室	
	ハイビジョン会議室 (映写室含む)	
6	レセプションホール (パントリー、控室含む)、第二特別会議室	

	レストラン、レストラン厨房	
	(株)岐阜フットボールクラブ	
	共用部分	

別表3

## 安全点検表

平成21年4月1日現在

区分	種類	業務の種類	定期点検	自主点検	備考
			回数	回数	
建物	外壁			毎日・週・月	
	玄関				
	廊下				
	扉				
	窓				
	階段				
	屋上・ベランダ				
	柵・手摺				
	障害者の経路				
	その他				
設備	電気設備	定期点検A	月1回	毎日・週・月	保安規定による点検
		定期点検B	年1回	毎日・月	保安規定・消防法による点検
	冷暖房・空調設備	給湯温水器点検	年1回	毎日	消防法
		吸収式冷温水発生機点検	年1回	毎日	消防法
		水冷式スクリーチャー	年2回	毎日	高圧ガス保安法
		冷却塔点検	年1回	毎日	建築基準法
		空冷ヒートポンプエアコン	年1回	毎日	
		加湿器精密	年1回	毎日	
		空調機精密	年1回	毎日	
		自動制御装置	年6回	毎日	
		冷却水水質自動管理装置	年12回	毎日	
		機械設備総合調整	年12回	毎日	
危険物貯蔵設備	燃料タンク点検	年1回			消防法

	消防設備	火災報知設備点検	年2回	報知日毎	消防法
		消火器・消火栓点検	年2回	毎日・月	消防法
		避難・誘導設備	年2回	毎日・月	消防法
	警備装置	警備装置		毎日	
	エレベーター設備	エレベーター設備保守	年12回	毎日	建築基準法
	自動扉	自動扉保守	年3回	毎日	建築基準法
	ゴンドラ	ゴンドラ保守	年3回、性能1回		
	シャッター	シャッター保守	年2回	毎日	
	貯水槽		年1回	毎月	水道法に基づく点検
	ホール関係				
		舞台機構	年12回	毎月	
		可動床	年4回	毎月	
		舞台照明	年2回	毎月	
		舞台音響	年2回	毎月	
		ロールバックチェア	年2回	毎月	
		ハイビジョンシステム	年3回	毎月	
		大型映像	年1回	毎月	
	その他				
工作物	駐車場		年4回	毎日・週・月	
	側溝・排水溝				
	柵・フェンス・塀				
	立木				
	看板				
	工作物				
	障害者の経路				
	その他				
その他				毎日・週・月	

別表4（第12条関係）

＜自衛消防隊編成表＞「××の職にある者をもって充てる。」

区 分	隊 長	副 隊 長	指 揮 班	初 期 消 火 班	放 送 班	連 絡 通 報 班	避 難 誘 導 班	工 作 班	救 護 班	備 考
館 長（総括責任者）	○									
副館長（総括副責任者）		○								
副館長（総括副責任者）			○							
経営管理課・運営課			○		○					定数3名 2班を担当
企画・広報課						○				定数2名 1班を担当
業務課				○			○	○		定数8名 3班を担当
レストラン				○		○	○			定員6名 3班を担当
（社）岐阜県観光連盟						○	○		○	定数11名 3班を担当
岐阜ライオンズクラブ							○			定数1名 1班を担当
㈱岐阜フットボールクラブ							○			定数10名 1班を担当
NPO法人グッドライフ・サポ ートセンター							○			定数4名 1班を担当

1 備考欄の人数は、各課の定数である。

2 勤務体制上、災害発生時に定数全員が会館に出勤していることはないので、出勤中の人員により、各班の業務を遂行する。



## 安全点検表

区分	種類	業務の種類	定期点検回数	自主点検回数	備考		
建 物	外壁			毎日・週・月			
	玄関						
	廊下						
	扉						
	窓						
	階段						
	屋上・ベランダ						
	柵・手摺						
	障害者の経路						
	その他						
設 備	電気設備	定期点検A	月1回	毎日・週・月	保安規定による点検		
		定期点検B	年1回	毎日・月	保安規定・消防法による点検		
	冷暖房・空調設備	給湯温水器点検	年1回	毎日	毎日	消防法	
		吸収式冷温水発生機点検	年1回	毎日	毎日	消防法	
		水冷式スクリーチャー	年2回	毎日	毎日	高圧ガス保安法	
		冷却塔点検	年1回	毎日	毎日	建築基準法	
		空冷ヒートポンプエアコン	年1回	毎日	毎日		
		加湿器精密	年1回	毎日	毎日		
		空調機精密	年1回	毎日	毎日		
		自動制御装置	年6回	毎日	毎日		
		冷却水水質自動管理装置	年12回	毎日	毎日		
		機械設備総合調整	年12回	毎日	毎日		
	危険物貯蔵設備	燃料タンク点検	年1回	年1回	毎日	消防法	
	消防設備	火災報知設備点検	年2回	年2回	報知日毎	消防法	
		消火器・消火栓点検	年2回	年2回	毎日・月	消防法	
		避難・誘導設備	年2回	年2回	毎日・月	消防法	
	警備装置	警備装置			毎日		
	エレベーター設備	エレベーター設備保守	年12回	年12回	毎日	建築基準法	
	自動扉	自動扉保守	年3回	年3回	毎日	建築基準法	
	ゴンドラ	ゴンドラ保守	年3回、性能1回	年3回、性能1回			
	シャッター	シャッター保守	年2回	年2回	毎日		
	貯水槽		年1回	年1回	毎月	水道法に基づく点検	
	ホール関係		舞台機構	年12回	年12回	毎月	
			可動床	年4回	年4回	毎月	
			舞台照明	年2回	年2回	毎月	
			舞台音響	年2回	年2回	毎月	
			ロールバックチェア	年2回	年2回	毎月	
		ハイビジョンシステム	年3回	年3回	毎月		
		大型映像	年1回	年1回	毎月		
その他							
工 作 物	駐車場		年4回	毎日・週・月			
	側溝・排水溝						
	柵・フェンス・塀						
	立木						
	看板						
	工作物						
	障害者の経路						
その他							
その他				毎日・週・月			